

復舊、七年から舊例の如くなつたのを、その後略式となつた故に、嘉永五年再び復舊するに至つた。その諸作法を載せたのである。

ホクハンヒカン 北藩秘鑑 二十卷。文化十年十一月湯淺祇庸の著。柳營秘鑑に倣つて作つたもので、その内容は卷一御事蹟之部、卷二年中御城向御作法之部、卷三御城中御定之部、卷四諸御役支配之部、卷五諸組諸役御人高之部、卷六被召出等御格之部、卷七御知行等收納方御定之部、卷八役出銀御定之部、卷九火事御定之部、卷十學校御定之部、卷十一至十六諸御作法之部、卷十七御法會方諸事之部、卷十八御代家筋之部、卷十九服忌之部、卷二十諸事交錯之部である。序文は津田鳳脚で、それには新撰北藩秘鑑としてある。

ホクユウシソウ 北遊詩草 大窪詩佛が文政四年加賀に遊び、翌年春歸京した後編したもので、上巻は七言絶句九十三首、七言律詩三十五首、その他各體の賦十餘編を収め、下巻は著者と風交した者の作を集めてある。同年秋刊行。次いで七年夏又金澤に入り、再北遊詩草を著した。その上巻は七言絶句八十首、各體四十餘首を収め、下巻は著者と交遊したものの作である。同年刊行。

ホクヨウ 北葉 ↓ミヤモリホクヨウ 宮森北葉。

ホクロクアンギヤノマキ 北陸行脚卷 大圓寺の縦磔心岩が寛永三年晚秋九日江戸を出で、信越を経て金澤に歸る道すがら、宿驛山川の風光を詠じ、紀行の文を挿んだもの。歌詞は極めて低調卑近である。

ホクロクエキロノフデ 北陸驛路筆 二册。八尾屋喜兵衛著。金澤から京都までの名所圖

會で、沿道の宿驛・山川・社寺・古蹟等を記載し、人馬賃錢定書をも擧げてある。自序に辛丑の年北齋坊とあり、辛丑は天保十二年であらう。

ホクロクキコウ 北陸紀行 一册。元祿三年五月二日前田綱紀に供奉して、江戸から金澤に歸つた際の紀行である。この記には著者の名を書いてないが、苜蓿昌興であるとせられる。

ホクロクサンゴクシ 北陸三國志 二册九卷。三重記の中、前田氏に關係あることのみを抜いで、北陸三國志と改題したもの。寶曆庚寅仲秋上浣日の序があるが、署名はない。

ホクロクドウ 北陸道 (一)字義 孝徳天皇大化改新以後、文武天皇大寶律令完成に至るまで、百度盡く之を隋唐の制に採つた。是に於いて古への高志道は、改めて北陸道の名を得た。北陸道の字義は、職原鈔に『就北方陸路二行。故曰北陸』と解した如くであるから、之を音讀すべきであり、和名抄に北陸道の文字に訓を施さざるは是が爲である。然るに崇神紀・景行紀にクヌガノミチとし、その他の諸書にクルガノミチ又はキタノミチとするは、皆後世に至つて加へた義訓である。

(二)高志道と北陸道 北陸道は古への高志道であるが、その地域は必ずしも同じくない。即ち高志道は若狹・佐渡に及ばずして出羽を含み、北陸道は若狹・佐渡を管して出羽に及ばぬからである。日本書紀通證に高志の後に五國となつたことを記して註に『北陸道。三越・加賀・能登是なり。』といひ、古事記傳に『高志國は越國なり。後に越前・加賀・能登・越中・越後など、別れつれども、歌などにはな

ほすべて越とよむなり。』というて、絶えて若狹に言及せざるは注意すべく、而も若狹は越前より分割せられたものではない。

(三)北陸道の語の初見 北陸道の語は崇神紀・景行紀に見えるが、是は後世を以て古へを推したものである。天武紀に、十四年九月東山・山陽・山陰・南海・筑紫諸道の使者を遣いたが、北陸道の名の見えぬのは、行政上東山道の一部としたのかも知れぬ。しかし扶桑略記の同天皇の條に、十五年八月七道諸國に巡察使を遣はすとあるから、前記書紀の文は北陸・東海を脱したのであらうか。或は扶桑略記が後世の思想で書いたのであらうか。次いで文武天皇大寶三年正月、東海・東山・北陸・山陰・山陽・南海・西海諸道に録事各一人を遣はすとあつて、北陸道の録事は高向朝臣大足であつた。是に至つて北陸道の名始めて顯然としてゐる。

(四)北陸道の行政施設 かくて北陸置道以後、之に對する行政施設も着々として實行せられたるが如く、元正天皇養老三年七月十三日按察使を置いた時、越前守多治比廣成に能登・越中・越後の國司を管せしめたのは、事實上北陸道按察使に同じく、聖武天皇天平十六年九月十五日には、石川東人を北陸道巡察使として政績の良否を檢せしめたを始とし、十八年四月五日中納言巨勢奈麻呂は、山陰・北陸兩道の鎮撫使を兼ね、孝謙天皇天平勝寶六年十一月朔巡察使を任するや、藤原武良志を北陸道使とした。次いで天平寶字二年正月五日紀廣純を北陸道の問民苦使とし、三年九月十九日新羅を征する爲北陸諸國に船八十九艘を造らしめ、四年正月廿一日石上奧繼は北

陸道巡察使となり、稱徳天皇天平神護二年九月廿三日出野出雲之に代り、光仁天皇寶龜三年九月廿六日置道形を北陸道に遣はして覆檢せしめ、七年正月十九日吉備直事は北陸道檢稅使となつた。又桓武天皇延暦七年三月二日北陸諸國に命じて糶及び鹽を陸奥に運ばしめた。明年蝦夷を征するが爲である。平城天皇大同元年五月廿四日秋篠安人北陸道觀察使となり、三年四月三日に及んで山陽道觀察使藤原閑人が北陸道的事をも攝行したが、四年四月十三日藤原仲成之に代つて北陸道觀察使になつた。是等によつて、北陸道が一の行政區劃であつたことが知られる。

(五)北陸道の區分 國造を廢して國司を置くことは、大化二年孝徳天皇の詔勅によつて宣布せられた所であるが、直に實行せられたか否かは疑はしく、又何れの時に北陸道の國造諸國を併合して越前・越中・越後に分割せられたかも明らかでない。思ふに持統天皇六年九月廿一日の紀に、越前の名の初めて見えたるより考へれば、文武天皇末年又は持統天皇初年に廢合を斷行したのかも知れぬ。是より先齊明天皇の時、越の國司阿倍比羅夫は日本海岸の蝦夷を征して、大に地を東北に拓いた。故に三越分置當初の越後は、後の越後の東半より出羽を包含し、漠然津輕地方に及び、越後の西半は尙越中の一部分であつた。而して文武天皇大寶元年の頃には、北陸道に若狹・越前・越中・越後・佐渡の五國があつたが、元明天皇和銅五年に、越後及び陸奥の一部を削いで出羽を置き、尋いで之を東山道按察使の所轄に移すに及び、北陸道の所轄全く確定し、且つ越後の管區狹少に過ぎたるを以て、越中